

松本市立小中学校 定期健康診断 診察ガイドライン 2016 年度版

はじめに

このガイドラインは松本市内の学校医に義務を課すものではないが、学校保健の向上に寄与する目的で松本市医師会学校保健衛生委員会が作成した。

<内科検診>

1. 全身所見 : 肥満・やせ、低身長・高身長について、基準値を超えるものは別途抽出する。
2. 胸部聴診所見 : 呼吸音、心音の聴診を行う。打診は必須としない。 (補足1参照)
3. 眼と周囲の所見 : 結膜所見にて貧血・黄疸のチェックを行う。
流行性角結膜炎を示唆する強い結膜充血は要受診。 (補足2参照)
4. 口腔咽頭所見 : 必須とするものではないが、時間や技術を要するものではないので、視診を実施して差し支えない。
5. 頸部の所見 : 視診にて甲状腺その他の腫脹をチェックする。必要なら触診を行う。
6. 背部の所見 : 脊柱側彎症のチェックのために、立位から前屈位にして高さの左右差がないか視診・触診を行う。腰椎分離、椎間板障害のチェックのために、前後屈時に痛みの有無を調べる。 (補足3を参照)
7. 四肢の所見 : 野球肘のチェックのために、肘関節の可動域と痛みを調べる。股関節の疾患とオスグッド病をチェックするために、歩容の異常と股関節屈曲時の痛みを調べる。 (補足3を参照)
8. 腹部の所見 : 臍ヘルニアなど視診でわかる所見は取り上げる。 (補足4参照)
9. 皮膚の所見 : アトピー性皮膚炎のチェックを行う。
伝染性軟属腫等について取り上げてもよい。

補足1. 小学校4学年以上の女子を診察する際の衣服についての指針を別紙のように提案した。

補足2. アレルギー性結膜炎については、視診のみで診断可能なケースは取り上げてよい

補足3. 背部および四肢の検診について、平成28年度においては、小学5年生と中学1年生において全員を対象に行う(但し下肢の疾患については事前のスクリーニングで陽性の者を対象とする)。他の学年では、健康調査票等で異常があるとされたものについて診察を行うよう努める。6、7項の判定基準の詳細については、別紙の学校医通信7号または次行のウェブサイト参照するようお願いしたい。 <http://minocl.sakura.ne.jp/>

補足4. 多人数の集団検診で腹部触診を行うことは一般的でないが、視診または問診から必要と考えられた場合、臥位または立位で行うことは差し支えない。

「松本市小中学校健康診断時の女子着衣についての指針」策定について

松本市医師会学校保健衛生委員会

学校における定期および就学時の健康診断は、学校保健安全法の定めにより実施されるもので、「脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無」、「心臓の疾病及び異常の有無」など、健康診断の方法及び技術的基準も省令で規定されています。

ところが、平成 20 年に「脊柱検診怠り病状悪化、町と学校医を提訴へ」と報道され、学校健診が有効に機能しないことが、訴訟に発展することを示した事例も発生しています。また、平成 15 年ころから、女子生徒の診察において下着の着用が心音聴診の妨げになるために下着をずらす、または着用させないことをめぐりトラブルがあり、一部の学校で校医が辞任する事態も生じています。

このような事態を避け、適切に学校健診が行われるよう、松本市立小中学校においては、健康診断時の女子着衣についての指針を定めるものです。

策定の目的 脊柱および心臓の診察時に着衣が妨げになることによって疾病が発見されない不利益を避けるため

指針の対象 小学校 4～6 年および中学校の女子

事前周知 対象児童生徒およびその家庭に対して、この指針に示された着衣を用意するよう事前に周知しておくこと

必要な状態 脊柱側彎症の診察を行うには、肩から背部全体にかけて後方から診られる状態。心臓の聴診時には、左乳房の下部に聴診器を当てるときに聴診器が下着と接触しない状態。

【該当する女子の着衣】 薄手の運動着またはTシャツを着用とする。ふだんブラジャーを着用している児童生徒が、当日着用する場合には、背中で留め金を外せるタイプとする。診察前にあらかじめ留め金を外しておくこと。薄手運動着またはTシャツと併用可（○）または不可（×）の下着類は以下のとおり。

- （○） 後ろホックのブラジャー
- （○） カップだけがついたキャミソールやタンクトップ
- （○） 胸部分だけ布が二重のキャミソールやタンクトップ
- （○） 何もついていない普通のキャミソールやタンクトップ
- （×） フロントホックのブラジャー
- （×） スポーツブラやジュニア用ハーフトップ
- （×） ブラ内臓タイプ（アンダーゴムあり）のキャミソールやタンクトップ

学校医通信

第七号
平成28年1月30日発行
発行責任者 松本市医師会
会長 百瀬英司

内科健診中に行う運動器検診手順 (小5・中1向け)

家庭学校での事前チェック

① 片脚立ち (家庭)、歩容 (教諭)



健診当日に医師が行うもの：実施順

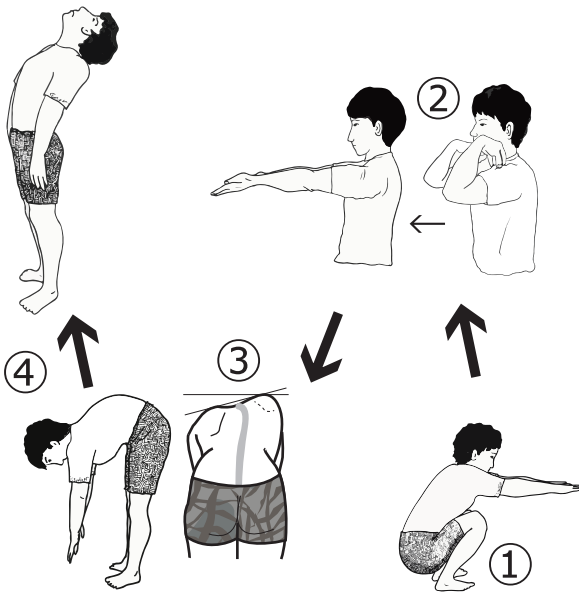
① しゃがみこみ (後方から視診)

② 肘関節の屈曲・伸展 (可動域・痛み)

③ 前屈時の側弯チェック (視触診)

④ 前屈・背屈時の腰痛チェック (問診)

* その他、問題か所があれば確認



5度

運動器検診特集号 (保存版)

症状ごとの事後措置への判断の目安

簡潔に述べれば、屈伸で痛みが出るもの・続いているもの、関節の可動域制限があるもの、明らかな左右差があるものは、整形外科への受診が必要です。

① 片脚立ちが5秒以上できない (左右ともに検査する) 片方があてはまれば

・ 5秒できるが、ふらつきが大きい……………経過観察・簡易指導

・ 5秒以上できなくて、歩行時痛はまったくなく跛行もない……………経過観察・簡易指導

・ 5秒以上できなくて、歩行時痛または跛行がある……………整形外科への受診要

② しゃがみこみができない (足のうらを全部床につけて完全に)

・ しゃがめなくて、運動時痛なし……………経過観察

・ しゃがめなくて、運動時痛あり……………整形外科への受診要

③ 上肢 (①下肢) の痛み

・ 運動時に軽い痛みあり……………経過観察・簡易指導

・ 運動時に強い痛みと支障あり……………整形外科への受診要

・ 体育、校内生活ないし通学に支障あり……………整形外科への受診要

④ 上肢 (①下肢) の関節可動域制限

・ わずかの可動域制限あり……………経過観察・簡易指導

・ はっきりした可動域制限あり……………整形外科への受診要

(例：肘の伸展：左右で5度以上の差、完全に伸びないなど)

*裏面に、③脊柱側弯と④腰痛の判断めやすを掲載していますのであわせてご覧ください。

運動器検診 判定基準 説明会

3月31日(木) 午後7時30分
医師会館3階講堂にて

ワタシヲケンシンニッレテッテ

症状ごとの事後措置への判断の目安（続き）

③ 脊柱側弯症 四つのチェックポイント

a 肩の高さに左右差がある b ウエストラインに左右差がある c 肩甲骨の位置に左右差がある

d 前屈した背面の高さに左右差があり、肋骨隆起もしくは腰部隆起がみられる（これら4項目の中ではdの前屈テストが最も重要）

・前屈テストで5度以上の肋骨隆起、あるいは腰部隆起がある。 ----- 整形外科への受診要

（明らかな背部か腰部の非対称な後方への隆起）

・前屈テストで5度未満の背部隆起がある。 ----- 経過観察・簡易指導

・ウエストライン、肩甲骨の高さや肩の高さに明白な左右差がある ----- 整形外科への受診要

④ 腰を曲げたり反らしたりすると痛みがある

・どちらかで痛みがあるが2週間未満であり、日常生活や運動時に支障なし ----- 経過観察・簡易指導

・どちらかで痛みがあり、2週間以上続くか日常生活や運動時に支障あり ----- 整形外科への受診要



運動器検診①～④と 8疾患スクリーニング の関係

- 1 脊柱側弯症 ……③
- 2 腰椎分離（すべり症） ……④ 前屈時の痛みは腰椎椎間板障害
- 3 野球肘 ……②
- 4 歩行の異常 ……①
- 5 ペルテス病 ……①
- 6 大腿骨頭すべり症 ……①
- 7 发育性股関節形成不全（先天性股関節脱臼） ……①
- 8 オスグッド病 ……①

体が硬い児童生徒の扱いは？

①しゃがみこみができない場合や④体前屈で床に手が届かないだけで、痛みや左右差がない者では、受診は必要ありません。

ただ、体が硬い児童生徒は、運動で怪我をしやすいため、関節障害へ繋がることとがありますので、体育教諭などの指導でストレッチ体操をさせます。

現在、ストレッチ指導マニュアルを学校に依頼をして準備中です。